

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	1	(4)計画の周知徹底	計画の周知徹底についてで、特に必要と認められるものについては県民への周知とあるが、周知は当然であり、全体を周知すべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。 次のとおり修正します。 県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。
2	1	(4)計画の周知徹底	「特に必要と認められるものについては」を削る。 (理由) 全ての情報について、県民へ周知徹底を図るべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。
3	2	(1)暫定的な重点地域の範囲	暫定的な重点地域の範囲とあるが、暫定的な部分で定めるのは分かるが、最終的には風の影響により影響が出る方角、対象人口・世帯をしっかりと明示しておけば、ある程度の被害予測や避難等の対応が素早くできるはず。他県の計画では、地図や図を加え、対象としている範囲などしっかりと明示している。	○御意見を参考とします。 国の指針を踏まえて、重点地域の範囲を明示してまいります。
4	3	5 防災関係機関の事務または業務の大綱 (2)福島教育庁	「1 原子力発電所周辺の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。」の「原子力発電所周辺」には、関係市町村も含まれるのか。	○御意見を踏まえ修正しました。 「原子力発電所周辺の」を「県内の」に修正します。
5	3	5 防災関係機関の事務または業務の大綱 (2)福島教育庁	私立学校、専修学校等は含まれておらず、役割は市町村としているのかが明確でない。	○私立学校等については、(1)福島県 1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。で読み、知識の普及は県の役割となります。
6	3	(3)福島県警察本部	福島県警察本部の事務又は業務として、避難誘導や立入制限などを実施するのは分かるが、避難の際の住民等への情報提供も併せて行っていただきたい。当時は防護服などを着用していて、警察かどうか判断はできないが、住民が聞いても、何も答ええないなど対応があったため。	○警察本部の住民等への情報提供については、P35 (3)福島県警察本部の事務又は業務中「1 住民に対する広報に関すること。」において、記載されております。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
7	3,4,57,58	福島県と関係市町村の両方の事務又は業務	P3.4 福島県と関係市町村の両方の「事務又は業務」において、「輸送車両の確保(以下略)」との記載があり、これに係る市町村の具体的な業務の記載がないが、市町村事務の「輸送車両の確保」とは何か。 【輸送車両確保に係る県の業務】 P57 「県は、避難者の輸送及び誘導等について、関係市町村への協力体制を整えるものとし、警察、及び周辺輸送機関等に対して協力を要請する。」P58 「県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保する」	○①市町村保有の車両や②市町村において応援体制等を整備している市町村内の民間事業者の車両の確保となります。
8	6	(7)関係市町村を管轄する消防本部	関係市町村を管轄する消防本部などの事務又は業務について、通報連絡協定では、通信が遮断された場合など市町村に情報を提供するなどとしているが、本文を見るとそこが明記されていない。	○御意見を踏まえ修正しました。 県の連絡手段として、P9 4(2)イ(イ)に衛星携帯電話等非常用通信手段の整備に努めることを追記しました。それらが使用できない場合には、移動通信手段の活用(警察無線、アマチュア無線等)を図ることとされており、通信連絡マニュアルに手順等を明記する
9	7	(10)東京電力株式会社	今回の原子力発電所事故による避難を踏まえた対策で、東京電力株式会社の事務又は業務について、市町村への社員の派遣、関係市町村とのホットラインの整備を加えていただきたい。	○御意見を踏まえ修正しました。 東京電力株式会社の社員派遣については、No.8と同じです。ホットラインの整備については、事業者防災計画で規定されております。
10	9	(2)通信手段の確保	通信手段の確保について、事業者(東京電力)との専用回線網の整備を加えていただきたい。	○国、県、関係市町村の緊急時連絡網に、事業者が接続する予定です。
11	9	(2)通信手段の確保	電子機器に依存しない、情報伝達手段を明記すべきである。・誰が、どのような手段で(徒歩・車両移動等)、誰に対し、どうやって(口頭、文書等) (理由) 一般災害対策編の第4節通信の確保では、一般的な通信確保手段が記載されているが、原子力災害の特殊性を考慮し、改めて記載する必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 電子機器によるすべての情報伝達手段が失われた場合、情報連絡員(リエゾン)による情報の伝達を行うこととなり、図3-2-2 福島県災害対策本部事務局組織(原子力)、P22の発電所からの通報連絡及びP23の発電所からの報告に情報連絡員の役割等を追記しました。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
12	10	5 災害応急体制の整備	要救助者の捜索や消火活動、避難路確保の為に障害物除去に対し、遠隔操作ロボットや無人航空機等の配備又は原子力事業者への配備義務付け等を検討する必要があるのではないか。 (理由) 高線量地点へ接近しての長時間の作業は困難であると思われる為	○御意見を参考とします。 原子力発電所内においては、国においてロボット等の導入の取り組みが進められております。原子力発電所周辺においては、配備可能な資機材があれば、配備や事業者への配備義務付け等を今後検討してまいります。
13	11	(6)緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持について、整備・維持だけでは意味がない。情報を提供する市町村との連携を加えるべき。	○情報の提供については、P24 (3)県内市町村等に対する情報提供、P49 4 住民等に対する指示の伝達と広報において記載されています。
14	12 55	9 避難収容活動体制の整備 6 退避及び避難	避難者に対するスクリーニング及び除染計画が必要では？ P62 10 緊急被ばく医療活動では、発電所や救護所等(救護所等についての説明はみつけられなかった)でのスクリーニング、除染についての計画があるようですが、避難が始まった場合、被ばくの可能性がある避難者に対して誰が、どこで、どのタイミングでスクリーニングや除染を行うのか初動体制を決めておく必要があるのではないかと思います。	○御意見を参考とします。 避難者に対するスクリーニング及び除染計画については、国の検討にあわせ、計画やマニュアルで措置することとします。
15	12	9 避難収容活動の整備について (1)才 他の市町村への避難方法、他市町村からの避難の受け入れ体制	13市町村の暫定重点地域以外では他市町村からの受入の体制を防災計画に規定せよと記述されているが、今一度原発事故が起きたら屋内退避などせず、福島県外に避難する、避難を望む住民が殺到することが予想される。県として他県への避難先を確保するなど積極的な記述を望む。	○P16 (4)広域的な避難のための計画の作成に記載のあるとおり、広域避難計画の作成の中で県外市町村を含んだものを作成します。
16	12	9(1)ケ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項について、各避難所における通信手段の確保が必要と思われる。	○御意見の趣旨は素案で触れています。 一般災害対策編のP208 (3)避難所における措置において記載されており、原子力災害対策編においても準拠するものとしております。
17	13、16	9 避難収容活動の整備について (2) 関係市町村における避難計画作成にあたっての留意事項	屋内退避についての記述で終始しており、県外への避難について、P16(4)広域的な避難のための計画の作成にある抽象的な表現でしか記述されていない。原発100km圏内の避難体制の策定をお願いする。	○素案のとおりとします。 広域避難計画等の中で検討しますが、素案のとおりとします。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
18	13	9 避難収容活動体制の整備 (2)関係市町村における避難計画の作成にあたっての留意事項 ア 避難等に関する指標	「・・・防災指針に定める指標とする。」としているが、現時点で防災指針には指標としての具体的基準は示されていない。今回の原子力災害では、国による屋内退避または避難指示がないと、市町村が隣接地域住民の避難のための交通手段の確保を県にお願いしても、対応できないとされた実例があった。少なくとも、暫定的重点地域については、市町村長(リアルタイムで現状に接している)の判断により避難を決定できる旨の具体的表記にしてほしい。	○御意見の趣旨は素案で触れています。 関係市町村の避難の決定については、P55(3)屋内退避及び避難の決定、実施において関係市町村長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域についての指示に従い、または独自の判断により、防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、・・・とあり、関係市町村が避難を決定することは可能とされています。
19	19	16 防災業務関係者に対する教育	防災業務関係者に対する教育で、放射性物質・放射線の性質、放射能に関する必要があると思われる。	○御意見の趣旨は素案で触れています。 P19、16防災業務関係者に対する教育、(3)及び(4)等において記載がなされております。
20	20	22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 (1)県民の安全確保のための対応	県は、(中略)あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定めておくものとする。」とあるが、東海原発災害を想定したマニュアル等を策定するのか。策定する場合、策定期間はいつ頃か。	○御意見を参考とします。 国の原子力防災指針等において、PPA等の取扱いについての検討状況を踏まえ、県も今後検討します。
21	22	1 事故状況の把握及び連絡 (1)原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡 イ 発電所からの通報連絡	「発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見または発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、(中略)内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付する」とあるが、通報連絡協定の表現とあわせ、「15分以内」ではなく「直ちに」に変更すべきではないか。	○御意見を踏まえ修正しました。 国の防災基本計画における変更にあわせ、「直ちに」に変更します。
22	22,23	1(1)イ 発電所からの通報連絡	発電所からの通報連絡について、本町ではまだ締結していないが、協定に基づいた内容に修正していただきたい。	○御意見を踏まえ修正しました。 国の防災基本計画における変更にあわせ、「15分以内を目途として」を「直ちに」に変更します。
23	22	(1)原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡 イ 発電所からの通報連絡	一般災害対策編の第4節通信の確保では、一般的な通信確保手段が記載されているが、原子力災害の特殊性を考慮し、改めて記載する必要がある。	○御意見の趣旨は素案で触れています。 通信手段の確保については、P9 (2) 通信手段の確保において、明記しております。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
24	22	(1) 原災法第10条に基づく特定事象発生等の連絡 エ 県の通報連絡	「関係市町村及び関係機関に連絡するものとする。」の前に「直ちに」を加える。 (理由) 関係市町村の連絡では、直ちに〇〇機関等へ連絡を行うものとする。とされている。県も同様に、直ちに連絡すべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。 「関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。」に記載を変更いたします。
25	22,27,52	エ 県の通報連絡 (イ)	「県〔県民安全総室〕が設置しているモニタリングポスト」の次に「又はその他の測定機器」を加える。P27 災害対策本部の設置についても同じ。P52 緊急時環境放射線モニタリングについても同じ。 (理由) 全てのモニタリングポストの機能が喪失した場合、移動測定型の機器等で検出を発見した場合にも通報すべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。 「県〔県民安全総室〕が設置しているモニタリングポストにより」を「県〔県民安全総室〕が設置しているモニタリングポスト等により」に修正します。P27も同様にモニタリングポスト等に修正します。P52については、その他測定機器を列挙していますので素案のままとします。
26	23	(2) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡 ア 発電所からの報告	停電時やファクシミリ回線遮断、電話回線不通の場合や、着信の確認がない場合の対応はどのようにするのか。 (理由) 一般災害対策編の第4節通信の確保では、一般的な通信確保手段が記載されているが、原子力災害の特殊性を考慮し、改めて記載する必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 事業者からの情報連絡について P23 ア 発電所からの報告に、次のとおり追記します。 「なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。」
27	23	(2) 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡 ウ 県の連絡	「関係市町村及び関係機関に連絡するものとする。」の前に「直ちに」を加える。 (理由) 関係市町村の連絡では、直ちに〇〇機関等へ連絡を行うものとする。とされている。県も同様に、直ちに連絡すべきである。	○御意見を踏まえ修正しました。 「関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。」に記載を変更いたします。
28	24,54,55	(3) 県内市町村等に対する情報提供 (4)	「総合情報通信ネットワーク等により連絡」とあるが、「等」を具体的に列挙すべきである。(4)についても同じ。P54～55(5)についても同じ。 (理由) 一般災害対策編の第4節通信の確保の必要部分を改めて列挙し、有事の際に速やかに体制確保が出来るようにする必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 「総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡」に修正します。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
29	24,54 55	(3) 県内市町村等に対する情報提供 (4)	情報が、到達したかの確認方法も示すべきである。(4)についても同じ。P54～55(5)についても同じ。	○御意見を踏まえ修正しました。 県内市町村等に対する情報提供はP50 (3)により行うものとしますが、総合情報通信ネットワークにおきましては、着信確認を行う機能があります。さらに「重要な指示等については、電話等で着信を確認するものとする。」ことを追記します。
30	28,29	イ(ウ)災害対策本部事務局組織及びイ 現地本部の組織及び各班の事務分掌	P28「災害対策本部事務局組織」P29「現地本部の組織及び各班の事務分掌」等において、振興局職員を積極的に組織に、特に地域における活動舞台に配置すべきである。	○災害対策本部の設置と同時に災害対策地方本部を設置するものとしており、一般災害対策編第3章第2 2 災害対策地方本部において振興局職員は情報収集や市町村との連絡調整にあたるものとしています。
31	44	図3-2-4 現地本部組織表	防災関係機関派遣連絡員の「広域消防本部」とあるが、「関係市町村を管轄する消防本部」ではないのか。	○御意見を踏まえ修正しました。 「広域消防本部」を「関係市町村を管轄する消防本部」に修正します。
32	49	4 住民等に対する指示の伝達と広報 (カ) 情報伝達の手段	即時性が求められるなか、素早い情報伝達を実現するため、情報伝達手段に全国瞬時警報システム(J-アラート)を加えてはどうか。	○御意見を参考とします。 全国瞬時警報システム(J-アラート)の使用については、国の検討状況を踏まえ、県の具体的な対応を検討します。
33	52	イ 関係機関の協力 (イ) 緊急時モニタリング活動に関する協力要請	「県〔県民安全総室〕は、関係市町村長に対し、緊急時モニタリング要員の派遣に対する協力を要請する」とあるが、1市町村あたり、何人程度を想定しているのか。	○御意見を参考とします。 緊急時モニタリング実施のための派遣要員等については、緊急時モニタリング実施要領に定めておりますが、今後、原子力防災指針等を踏まえ検討してまいります。
34	52	イ 関係機関の協力 (イ) 緊急時モニタリング活動に関する協力要請	「派遣に対する協力を要請」の表現が分かりづらいため修正すべきではないか。	○御意見を踏まえ修正しました。 「県〔県民安全総室〕は、関係市町村長に対し、緊急時モニタリング要員の派遣や実施に関する協力を要請するものとする。」に修正します。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
35	55～59	6 退避及び避難	本市では、双葉郡等から約24,000人の避難者を受け入れているが、原発作業員等の長期間滞在者も含め、住民票を異動しないまま本市に居住している方が多い状況にある。また、避難者については、県から避難住民情報が提供される体制になっているものの、本年7月1日現在の情報が到着したのは9月21日となっており、市としてはリアルタイムで避難者等を把握できていない。現状で災害が発生した場合、双葉郡等からの避難者等に対して本市が避難指示等を実施する際の障害になる可能性がある。	○御意見を参考とします。 避難者数等の情報を、関係者間において、より実態に近い形で共有していくよう努めてまいります。
36	55	6 退避及び避難	家畜、ペット等の動物の避難・被ばく防護措置等はどうにするのか。残してくる場合の措置など	○御意見を参考とします。 原子力災害対策指針の中に、家畜、ペット等の動物の避難・被爆防護措置等が盛り込まれるよう、国に要望してまいります。
37	57	(6)屋内退避または避難の方法 イ 避難 (ア)集合場所への集合	「住民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民を集合させる」とあるが、東日本大震災時、本市の常備消防は、津波・地震災害の救護活動等で手一杯であった。複合災害の場合、避難誘導を「消防署員・団員、警察官」だけで行うのは困難である。	○御意見を参考とします。 一般災害対策編 P4 7 県民運動の展開 において、県民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとされており、原子力災害対策編においても準拠するものとしています。また、今後策定する避難計画において検討します。
38	58	6 退避及び避難 (7)他の市町村への避難 ア 県の要請	「県〔現地本部〕は、…避難の要請を受けたときは、…」としているが、上記の意見のとおり、国の防災指針では避難の具体的基準が示されていない中で、県が市町村に対して他の市町村への避難が必要であると認める基準は何か分からない。	○制度上は旧指針で示された指標によりますが、具体的には災害対策本部長の指示に従うものとなります。
39	58	6 退避及び避難 (7)他の市町村への避難 ア 県の要請	「関係市町村から他の市町村への避難要請を受けたとき」とあるが、この表記では、要避難の判断は市町村長が行うことができると解釈されるが、上記の意見に記載したとおり、「第2 原子力災害予防計画」では、市町村長の判断での避難の実施は規定していない。「第3 原子力災害応急対策計画」においても、「第2 原子力災害予防計画」と併せて、暫定的重点地域については、市町村長の判断で避難の指示ができる旨の具体的表記にして整合性を図ってほしい。	○御意見を踏まえ修正しました。 国の防災基本計画の中に、地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、指示等の緊急事態応急対策等を行うこととする。とされており、第2 原子力災害予防計画 中 P12 9 (1)関係市町村における避難計画の作成を次のとおり修正します。 関係市町村は、(中略)屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、(後略)

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
40	58	(7)他の市町村への避難	「(7)他の市町村への避難」についての記載はあるが、「市町村内での避難」についても記載すべきではないか。	○市町村内での避難については、前項までに記載しています。
41	67	(4)安定ヨウ素剤の予防服用	双葉郡等から本市が受けて入れている避難者と本市民との間で、安定ヨウ素剤の配布方法や服用指示の連絡体制について齟齬が生じないようにすることが必要。(実際に、平成23年3月の災害発生直後の市内の避難所において、双葉郡からの避難者には安定ヨウ素剤が配布されたが同じ避難所内の本市民には配布されなかったという事例が発生している。	○御意見を参考とします。 国が検討している指針・マニュアルを踏まえ検討し、計画もしくはマニュアルで改定を行います。
42	69	11 救助・救急・消火活動	(3)・・・県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊に・・・出動を要請とあるが、県内消防力で対処できないのであれば、緊急消防救助隊への要請しかないのではないかと。(県外市町村との広域消防応援協定はないため)	○御意見を踏まえ修正しました。 一般災害対策編にあわせ、次のとおり修正します。 ・・・県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防救助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を消防庁に要請し、・・・
43	72	1 放射性物質による汚染の除去	復旧に除去及び除染作業も重要であるが、拡散防止の観点から遮へいについても明記していただきたい。1 放射性物質による汚染の除去を放射性物質の除去等に改めていただき、本文中の・・・物質の除去及び除染作業又は遮へいを行うものを追加していただきたい。	○御意見を参考とします。 国の防災指針等を踏まえ、今後検討いたします。
44	73	7 災害対策本部の解散	現在、国による緊急事態制限が解除された状況ではあるが、被災市町村は緊急事態制限が解除されたとは思っていない。また、一度起こってしまった事故による災害が解消するのは元通りの生活を送れる時である。しかしながら、被ばくなど、解消以降も懸念される事項があることから、災害対策本部機能の一部を残した形で原子力災害事故対策を実施する体制を設置していただきたい。	○原子力災害対策特別措置法の改正に伴い、同法第22条第2項の規定により、原子力緊急事態解除宣言があった後においても、引き続き災害対策本部を存置することは可能となっております。

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
45		全般	<p>本市は、福島県が指定した原子力災害対応体制における重点地域となる13市町村には該当していませんが、実施には、重点地域より放射線量が高い地域もあり、全市的な除染が必要となるなど、原子力災害の大きな被害を受けており、原子力災害に対する防災計画の策定は必須であると考えております。</p> <p>本市は、国の原子力規制委員会が示す「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:原子力発電所から概ね50kmの区域)に該当しておりますが、現在のところ、その地域の原子力災害への対応について明確な位置付けが示されていません。</p> <p>本市の地域防災計画で、原子力災害対策編を策定する場合、国、県の計画及び指針と齟齬なく連携できるよう策定する必要があります。このため、福島県の地域防災計画の中で、本市を含む「13市町村以外の市町村」が策定する地域防災計画原子力災害対策編についても、防護対策や避難対策などについて明確な位置付けを示していただくよう強く要望します。</p>	<p>○御意見を参考とします。</p> <p>UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入については、10月31日に公表された国の原子力災害対策指針の中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項とされており、原子力規制委員会において検討がなされ、指針に記載していく事とされております。また、本県独自の防護措置実施地域の策定を国に要望しているところであり、それらを踏まえて、今後検討してまいります。</p>
46		全般	<p>素案において市町村と表記されている部分においては、いわき市や郡山市のような中核市では市が保健所を設置しているところもあり、また、市が保健福祉事務所を設置しているなど、全ての市町村の状況は同じではない。したがって、県が実施となっても、実際は市になる面もあると考えることから、市町村の表記は例えば(いわき市や郡山市を除く)といった表記も設けるべきであるとする。但し、中核市であるいわき市や郡山市についての記載を省略するのではなく、一体的な対応として明記すべきである。</p>	<p>○御意見を踏まえ修正しました。</p> <p>次のとおり修正します。</p> <p>P3 (1)福島県(教育庁、警察本部を除く) 事務又は業務 9 緊急被ばく医療活動に関すること(いわき市保健所が担う業務を除く)。とし、P4 (4)関係市町村 事務又は業務 8 緊急被ばく医療活動に関すること(いわき市に限る)。を追加し、以下8～12を9～13に修正します。</p>

御意見と対応について【市町村等】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
47 ～ 139		全般	<p>国の防災基本計画(原子力災害対策編)との整合について 平成24年9月6日に公表された国の防災基本計画においては、「地方公共団体」が実施するものが、多数新設されている。県の計画は、構成的には国の地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアルに基づいたものとなっているが、同計画との整合が不明な点もある。</p> <p>① 県計画に反映するのか否か、別途定めるのか、今回は反映しないのか ② また、地方公共団体は、「県、市町村業務」のいずれになるのか。</p> <p>本市は、同マニュアルも参考にしつつも、防災基本計画(原子力災害対策編)とも整合を図る必要があると考えており、国、県、市の役割分担に重複や欠落がないよう市の計画策定したいと考えており、次のページのとおり列記した。これについて、明記していただきたい。</p> <p>※ 反映されているものは○(表記あり)、一部反映は△、記述が読み取れなかったものは×(表記なし)とした。△×については、項目毎の回答をお願いしたい。また、地方公共団体(県・市町村)の役割の欄を設けたので、反映させる場合については、いずれか(両方も含む)なのか明記していただきたい。</p>	<p>○御意見を参考とします。 9月6日に公表された国の防災基本計画及び原子力災害対策指針と本計画については、今後、整合性を図ってまいります。</p>